



島根県報

平成22年10月1日（金）

第2,227号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（ " ）	2
換地処分	（農 村 整 備 課）	3
県営土地改良事業計画の変更（2件）	（ " ）	3

【公 告】

平成22年度前期技能検定（3級は除く。）試験の合格者	（雇 用 政 策 課）	4
----------------------------	-------------	---

【正 誤】

平成22年9月21日付け島根県報第2,224号中	（河 川 課）	4
--------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第590号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村福川1546-29（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第591号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市伯太町草野319-4、589-7、589-10、590-27（次の図に示す部分に限る。）、590-31
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第592号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町和田5-2、823-5、825-1、825-2、1468（次の図に示す部分に限る。）、1468-1、1468-2、1468-5
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
-

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町和田823- 5、825- 1、825- 2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から蔵屋地区における換地処分を平成22年9月14日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、隠岐島後地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島後地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）

変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

島根県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、隠岐島後地区を受益地域とする暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島後地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）

変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

公 告

平成22年度前期技能検定（3級は除く。）の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成22年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0007

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 B 0001 C 0001

金属熱処理（一般熱処理作業）

A 甲0001 A 甲0008 B 0002 B 0003 B 0009 B 0010 B 0012 B 0013 B 0015
C 0001 C 0002

金属熱処理（高周波・熱処理作業）

A 甲0002

機械加工（数値制御旋盤作業）

A 甲0002 A 甲0003 C 0002

機械加工（数値制御フライス盤作業）

B 0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A 甲0005 C 0001

鉄工（構造物鉄工作業）

A 甲0001 C 0001 C 0002 C 0003

建築板金（内外装板金作業）

A 甲0004 A 甲0005 B 0001 B 0002 B 0004 C 0003 C 0004

建築板金（ダクト板金作業）

B 0001

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

A 甲0001 A 甲0002 B 0001

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0011 A 甲0015 B 0001 B 0003 C 0001 C 0002

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002

建設機械整備（建設機械整備作業）

A 甲0002 C 0001

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

C 0001 C 0002 C 0003

家具製作（家具手加工作業）

A 甲0003

とび（とび作業）

A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016
A 甲0017 A 甲0018 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0025 A 甲0026 B 0001

左官（左官作業）

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0015 A 甲0016
A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 C 0001 C 0002

タイル張り（タイル張り作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 C 0001

畳製作（畳製作作業）

C 0001 C 0002

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

A 甲0001 C 0001 C 0006 C 0007 C 0009 C 0010 C 0011

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 B 0001

防水施工（シーリング防水工事作業）

A 甲0001 B 0001 C 0003 C 0005

防水施工（FRP防水工事作業）

C 0001

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

A 甲0001 C 0001

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 B 0001

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

A 甲0002

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A 甲0004 A 甲0005 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

D 0001

機会・プラント製図（機械製図CAD作業）

D 0001

塗装（建築塗装作業）

A 甲0001 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 A 甲0014 C 0002 C 0003 C 0004
C 0005 C 0013 C 0014 C 0016 D 0001

塗装（金属塗装作業）

A 甲0001

塗装（噴霧塗装作業）

A 甲0002

単一等級技能検定

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）

A 甲0006

路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

C 0001 C 0002 C 0004 C 0005 C 0006

2級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001 A 甲0006 C 0003 C 0004

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 B 0001 B 0002

金属熱処理（一般熱処理作業）

A 甲0003 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 B 0002 B 0005 B 0007
C 0004

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0005 C 0001 C 0002 C 0003 C 0006

機械加工（数値制御旋盤作業）

A 甲0001 B 0001 C 0001

機械加工（数値制御フライス盤作業）

C 0001

機械加工（平面研削盤作業）

B 0001 C 0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

B 0001 C 0001 C 0007

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

C 0001

鉄工（構造物鉄工作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0005

建築板金（内外装板金作業）

C 0001

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

A 甲0001 B 0001 C 0001

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

A 甲0001 A 甲0002 C 0001

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

A 甲0003

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A 甲0002 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0011 A 甲0013 A 甲0015 A 甲0016
A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0026
B 0002 B 0003 B 0004 C 0001 C 0002 D 0001

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002 C 0001 C 0002 C 0003

建設機械整備（建設機械整備作業）

A 甲0002 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0009 A 甲0011 A 甲0014 A 甲0017 A 甲0021 B 0001

B0003

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

A甲0002

建具製作（木製建具手加工作業）

A甲0001 C0001

建築大工（大工工事作業）

D0001

とび（とび作業）

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009

左官（左官作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 B0001 D0001

D0002

畳製作（畳製作作業）

A甲0001

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

A甲0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001

表装（壁装作業）

A甲0002

塗装（建築塗装作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 B0001 C0001

塗装（金属塗装作業）

A甲0001 A甲0002

塗装（噴霧塗装作業）

A甲0001 B0001

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

C0001

正**誤**

平成22年9月21日付け島根県報第2, 224号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から7	午後2時	午後3時20分
	上から9	午後4時	午後5時